

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 柳井地域広域水道企業団企業長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準第 1 6 号から第 2 2 号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同措置基準第 1 6 号から第 2 2 号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

(柳井地域広域水道企業団建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表措置基準抜粋)

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 21 企業団工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 企業団工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。